



東地申第1号

11月12日 第1回交渉 その1

「JR東労組東京地本第36回定期大会及び 支部大会発言」に基づく申し入れ

冒頭、申1号交渉に臨むにあたり、東京地本の基本的な考えを述べる！

東地申1号交渉は地本大会、支部大会を経て申し入れている。大会では、労働条件の改善を求める声を中心に集約してきた。特に会社による東労組への「脱退強要」「人権侵害」「差別」の実態について根本的な是正が求められている。今交渉は、組合員の声に基づくものであり、東京地本の姿勢そのものである。したがって、会社としてもしっかりと受け止めて、真摯且つ誠実な会社側の姿勢で回答を求める。

会社の認識

労使間の取り扱いに関する協約1条に則り、会社としても真摯にやっ
ていく。

第1項

東労組組合員に対する評価や異動の差別を是正し、今後も行わないこと。
また、添乗を活用した不当介入を直ちにやめること。

会社回答

社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものである。労働組合への加入の有無や所属によって差別を行った事実はない。

主な議論

組合

昨年の申1号で5件、申29号で46件の具体的事象に基づき交渉で議論し、是正を求めたが、会社の姿勢・解釈では、撲滅できていない。そして、**今も尚、発生し続けている。**

支社として、事実関係は組合掲示板等でも把握、確認し、誤解を招く言動はしないように指導してきた。事象全部は把握していない。
指導・育成が足りていないという指摘は受け止め、力不足・道半ばだと感じる。
申29号の46項目については、**あっせん申請を出された以上、議論する必要はない。謝罪も必要ない。**

会社

組合

会社の指導では完徹されない。現在も続いている全ての不当労働行為は断じて許さない。
会社は東京都労働委員会へ「団体交渉で誠実に議論していく」と報告し、あっせんに応じなかったにもかかわらず「団体交渉で議論・回答する必要はない」という回答は、都労委議論の軽視であり、都労委へ報告する。不誠実な回答を繰り返すことは、断じて認めない。

誠実交渉義務違反！ 都労委議論軽視！ その2へ続く